

松戸市随意契約ガイドライン

令和8年1月
松戸市財務部契約課

松戸市随意契約ガイドライン

1 はじめに

本ガイドラインは、地方自治法施行令第167条の2第1項に定める随意契約の運用において、公正性、経済性を確保するために、個々の契約ごとに技術の特殊性、経済的合理性、緊急性等の解釈を客観的、総合的に判断し決定するとともに、適正執行の指針とするため定めたものです。

地方公共団体においては、売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとし（地方自治法第234条第1項）、さらに指名競争入札、随意契約又はせり売りは政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとしています（同条第2項）。このように、地方公共団体が締結する契約は一般競争入札が原則であり、法令の規定で定められた特定の条件を満たしていなければ、競争入札の方法によらないで地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して契約を締結する随意契約を執行することはできません。

随意契約には、競争入札と比較して手続きが簡略であり契約までの期間が短縮できること、契約の相手方も資力、信用、実績等十分に能力のあるものを選定できる等の長所があげられますが、特定の業者の選定に偏り、発注業務の公正性が害されたり、その選定手続の透明性が欠けたり、更には経済性の原則にも抵触する等の短所もあります。

以上のように、随意契約は特定の条件を満たさなければ執行できない契約方法であること、弊害もあることを考慮し、各所属においても恣意的な拡大解釈により安易な随意契約は行わず、対外的に説明責任を果たせるように厳格に取り扱わなければなりません。

2 随意契約の適用

地方自治法施行令第167条の2第1項各号に随意契約によることができる要件が列挙されており、随意契約はこれに該当する場合以外は執行することができません。

また、随意契約には「競争性のある随意契約」（＝2者以上から見積書を徴取する）と「競争性のない随意契約」（＝1者から見積書を徴取する）に分かれますが、その執行には慎重な判断が必要です。

以下、随意契約の適用範囲について説明します。

3 地方自治法施行令第167条の2第1項各号の説明

(1) 1号 = 金額要件

売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において 普通地方公共団体の規則で定める額 を超えないものをするとき。

→ 松戸市財務規則第137条の2において以下の内容で規定されています。

No	契約の種類	予定価格	摘要
1	工事又は製造の請負	200万円	工事費・印本費・物品作成委託等
2	財産の買入れ	150万円	動産・不動産の購入等
3	物件の借入れ	80万円	物件等の賃借(リース)
4	財産の売払い	50万円	動産・不動産の売り払い
5	物件の貸付け	30万円	動産・不動産の貸し付け
6	上記に掲げるもの以外のもの	100万円	業務委託・役務の提供・修繕費等

【趣旨】

契約事務の簡素化のため、上記金額のものは随意契約できるとしたもの。

【適用にあたっての注意】

松戸市財務規則第138条の規定により、同条第1項ただし書に該当する場合を除いては、2者以上から見積書を徴し、競争性及び金額の妥当性を確保することが必要です。

※ 地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の要件に該当する場合は、第2号以下の各号に規定する要件について判断する必要はありません。

第2号以下の規定に基づき随意契約を行う場合は、上記の財務規則に定められた金額を超えるものについて判断してください。

(2) 2号 = 性質又は目的

不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

【趣旨】

契約の性質や目的により契約の相手方が特定されるため随意契約できるとしたものの。

【例】

- ・著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の排他的権利を行使する行為に係る契約で、その権利を有する者と契約を締結しなければならない場合。
- ・特定の者だけしか持っていない物品を購入するとき。
- ・特定の技術者でなければ製造できない物品を購入又は製造注文するとき。
- ・特殊工法等を用いる必要のある工事を施工する場合。
- ・文化財修復工事等特別な技術を必要とする工事を施工する場合。
- ・極めて特殊な設備等であるため、施工可能な者が特定される場合。
- ・法令等の規定に基づき施工者が特定される工事を施工する場合。
- ・既存の設備等と密接不可分な関係にあるものを発注する場合、同一施工者以外の者に施工させた場合、既存の設備等の責任体制が不明確になるなどの障害が生じるおそれがある設備等の工事を施工する場合。
- ・補償調査をすでに実施した業者に施工させる場合。
- ・試験のため物品を購入し又は製造注文するとき。
- ・市場価格が一定している場合で競争に付す必要がない物品を購入するとき。
- ・国及び地方公共団体又は市の外郭団体等と契約するとき等。

【適用にあたっての注意】

個々の契約の特殊性等を根拠に判断することになりますが、客観的に「契約の相手方が特定される」ことが必要です。政令の趣旨をよく理解し、恣意的な拡大解釈により執行することのないよう留意してください。

また、松戸市財務規則第138条第1項第1号に該当し、1者を相手方として見積徴取を行います。経済性等にも十分考慮して執行してください。

(3) 3号 = 障害者支援施設等において製作された物品を買い入れる契約及び障害者支援施設等、シルバー人材センター等の高年齢者、母子・父子福祉団体等から役務の提供を受ける契約をするとき。

【趣旨】

一定の政策目的を達成するために必要な場合において、随意契約できるとしたもの。

ア 以下の施設等において製作された物品の買入れ

- (ア) 障害者支援施設
- (イ) 地域活動支援センター
- (ウ) 障害福祉サービス事業を行う施設
- (エ) 小規模作業所
- (オ) 認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）
ただし、松戸市では基準を定めていないので（オ）の随意契約はできません。

イ 以下の団体等から役務の提供を受ける契約

- (ア) アで掲げた施設
- (イ) シルバー人材センター連合又はシルバー人材センター
- (ウ) 母子・父子福祉団体

【適用にあたっての注意】

政策目的により、1者から見積書を徴取することで執行できます。

ただし、3号を適用し随意契約を締結するためには松戸市財務規則第137条の3の規定に基づき、発注見通しの公表、契約を締結する前の公表、契約を締結した後の公表が必要となります。公表は松戸市のホームページで行います。

(4) 4号 = 新商品として生産される物品を買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供を受ける契約

新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

【趣旨】

ベンチャー企業等の育成等を目的として政策的判断を必要とする場合において、随意契約できるとしたものの。

【適用にあたっての注意】

松戸市では、第4号についての規則を定めていないので、第4号の適用による随意契約はできません。

(5) 5号 = 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

【趣旨】

天災地変その他非常緊急の場合に随意契約できるとしたものの。

【例】

- ・ 災害発生に伴う応急復旧工事。
- ・ 生活に密着する行政財産（道路等）や電気設備等の緊急復旧工事（修繕）。
- ・ 災害時の緊急物資の購入等。
- ・ インフルエンザ等の感染症発生による薬品購入等を緊急に必要とする場合。

【適用にあたっての注意】

本号の適用に際しては、「緊急の必要」があることと、「競争に付す時間的余裕がない」ことが客観的に説明できることが必要です。事務手続きの遅滞による「緊急」は理由にはなりません。

この場合、いかに短時間で正常な状態へ復旧させるかが最優先事項であり、最も迅速かつ効果的な対応をとれる者を相手方とし、1者から見積書を徴取して執行することになります。

(6) 6号 = 競争入札に付することが不利と認められるとき

【趣旨】

競争入札に付することが、市にとって不利となる場合に随意契約できるとしたものの。

【例】

- ・ 期間の短縮、経費の削減が確保できる等有利と認められる場合。
- ・ 本体工事と密接に関連する附帯工事や追加工事を発注する場合に現に本体工事を施工している業者と契約する場合。
- ・ 買入れを必要とする物品が多量であって、分割して購入しなければ売惜しみその他の理由により価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- ・ 早急に契約を締結しなければ、契約する時期を失い、又は著しく不利な価格で契約しなければならない場合等。

【適用にあたっての注意】

競争入札に付す方が、随意契約によるよりも納期・工期や経費で不利になることが客観的に説明できることが必要です。また、業務の品質、安全性なども考慮して決定することが要求されます。

この場合、相手方が特定されるので、1者に対して見積徴取を行います。

(7) 7号 = 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

【例】

- ・ 特定の施工者が施工に必要な資機材等を当該工事現場付近に多量に保有するため、当該者と随意契約する場合には、競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができる場合。
- ・ 特定の施工者が開発し、または導入した資機材、作業設備、新工法等を利用する方が競争に付した場合よりも著しく有利な価格で契約することができる場合等。

【適用にあたっての注意】

時価に比べて著しく有利であるかを比較検討するため、原則として2者以上から見積書を徴することが必要です。

しかしながら、競争入札に付した場合よりも著しく有利な価格であるか否かを判断する基準を一律に示すことは困難です。

(8) 8号 = 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

【趣旨】

いわゆる「不落(不調)随契」と呼ばれるもの。

原則は、入札参加業者の入れ替え、設計内容の見直し、入札参加条件の緩和等を行った上で入札を執行すべきであるが、改めて入札に付する時間がない場合について随意契約できるとしたもの。

【適用にあたっての注意】

随意契約によることとした場合、相手方は入札参加者で予定価格に近い金額を提示した者（その者が松戸市と契約を締結する意思があることが前提）から見積書を徴取するのが一般的です。

ただし、契約保証金及び履行期間を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することはできません（地方自治法施行令第167条の2第2項）。

(9) 9号 = 落札者が契約を締結しないとき

【趣旨】

競争入札により落札者となった者が契約を締結しない場合、当該落札金額の範囲内で契約を締結する者があったときは、その者と随意契約できるとしたものの。ただし、改めて入札に付す時間的余裕がない場合に限ります。

【適用にあたっての注意】

前号と同様に、入札参加者で予定価格に近い金額を提示した者（その者が松戸市と契約を締結する意思があることが前提）から見積書を徴取するのが効率的であると考え。ただし、公正な競争が行われた結果として落札金額が決定しているため、契約はあくまで落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することはできません（地方自治法施行令第167条の2第3項）。

※なお、契約を締結しなかった当該落札者は、指名停止措置要件（不誠実な行為）に該当します。

4 その他

随意契約を適用して契約事務を執行する場合は、前記の事項について十分に注意し、前例に囚われることなく、法令や環境の変化、内容(仕様)の見直しや工夫、他課や近隣市における契約状況等も検討したうえで適正に執行してください。

5 契約内容の公表について

随意契約の締結後、業務を所管する部署において、下記に示すとおり随意契約の結果を速やかに公表すること。

(1) 公表の対象

地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号、及び第5号から第9号に該当するものとして随意契約により契約を締結した案件。

ただし、当該随意契約の結果情報が松戸市情報公開条例（平成13年条例第30号）第7条各号に該当する場合は除く。

(2) 公表の方法・期間

別紙「第6号様式 随意契約について」に必要事項を記載のうえ、市ホームページで公表すること。

公表期間は、原則として当該契約を締結した年度の翌年度末までとする。

附 則

本ガイドラインは平成24年8月8日から施行する。

附 則

本ガイドラインは平成27年12月25日から施行する。

附 則

本ガイドラインは令和7年4月1日から施行する。

附 則

本ガイドラインは令和8年1月1日から施行する。

第6号様式

随意契約について

公表年月日	
担 当 課	

契約業者名・住所	
工事等の名称	
工事等の場所	
種 別	
工事等期間	
契約金額	
工事等の概要	
随意契約の理由	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e0e0e0;"> <p>『第6号様式 随意契約について』は外部に公表するための資料です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 記載内容に誤りがないか ・ 随意契約の理由が、第三者に対する説明として過不足ない内容となっているか（特に、業者選定理由について恣意的な選定ではなく法令に則った適正な判断であることが読み取れる内容となっているか）を確認してください。 </div>

参考法令

【地方自治法】

(契約の締結)

第二百三十四条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

(以下省略)

【地方自治法施行令】

(随意契約)

第六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第十一項に規定する障害者支援施設(以下この号において「障害者支援施設」という。)、同条第二十七項に規定する地域活動支援センター(以下この号において「地域活動支援センター」という。)、同条第一項に規定する障害福祉サービス事業(同条第七項に規定する生活介護、同条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業(以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。)を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第三条第一項に規定する生活困窮者(以下この号におい

て「生活困窮者」という。)であるもの(当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)(以下この号において「障害者支援施設等」という。)において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十七条第一項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第二項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第六条第六項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者(以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。)が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第四項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設(当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。)が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第八号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

- 3 第一項第九号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 前二項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができることに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

別表第五（第百六十七条の二関係）

一 工事又は製造の請負	都道府県及び	四百万円
	市町村（指定都市を除く。以下この表において同じ。）	二百万円
二 財産の買入れ	都道府県及び指定都市	三百万円
	市町村	百五十万円
三 物件の借入れ	都道府県及び指定都市	百五十万円
	市町村	八十万円
四 財産の売払い	都道府県及び指定都市	百万円
	市町村	五十万円
五 物件の貸付け	都道府県及び指定都市	五十万円
	市町村	三十万円
六 前各号に掲げるもの 以外のもの	都道府県及び指定都市	二百万円
	市町村	百万円

【松戸市財務規則】

(随意契約)

第 137 条の 2 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 工事又は製造の請負 予定価格が 200 万円
- (2) 財産の買入れ 予定価格が 150 万円
- (3) 物件の借入れ 予定価格が 80 万円
- (4) 財産の売払い 予定価格が 50 万円
- (5) 物件の貸付け 予定価格が 30 万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 予定価格が 100 万円

(特定の随意契約に係る手続)

第 137 条の 3 施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する規則で定める手続は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 契約の発注見通しについてあらかじめ次の事項を公表すること。
 - ア 契約の件名
 - イ 主管課名
 - ウ 契約の予定月
- (2) 契約を締結する前に前号に掲げる事項のほか、次の事項を公表すること。
 - ア 事業の概要
 - イ 契約を締結する予定の日
 - ウ 契約を履行する期間
 - エ 契約の相手方の決定方法及び選定基準
- (3) 契約を締結した後前 2 号に掲げる事項のほか、次の事項を公表すること。
 - ア 契約を締結した日
 - イ 契約金額
 - ウ 契約の相手方の名称
 - エ 契約の相手方とした理由

(随意契約の見積書の徴取等)

第 138 条 予算執行者は、随意契約に付するときは、2 人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1 人の者から見積書を徴するものとする。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき。
 - (2) 市場価格が一定している物品を購入するとき。
 - (3) 1 件の契約でその予定価格が 10 万円未満の物品の購入又は印刷製本をするとき。
 - (4) 1 件の契約でその予定価格が 30 万円未満の修繕をするとき。
 - (5) 2 人以上から見積書を徴することが適当でないとき。
- 2 予算執行者は、前項の規定にかかわらず、その性質上見積書を徴することが適当でないとき、当該見積書を徴しないことができる。
- 3 見積書を提出した者は、当該見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

- 4 予算執行者は、随意契約による場合においては、当該支出負担行為に関する決議書にその根拠法令の条項を記載しなければならない。